

大田市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月8日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第40号

大田市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

大田市職員の給与に関する規則（平成17年大田市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項に次の1号を加える。

- (11) 災害応急作業等業務の手当は、職員が国又は本市以外の地方公共団体等の要請に基づき、災害応急作業のため本市以外の地方公共団体に派遣され、応急業務又は応急業務のための災害状況の調査等に従事した日

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の大田市職員の給与に関する規則の規定は、令和6年1月1日から適用する。